

高・低鳥インフルエンザ対策 三重県農林水産部畜産課

高病原性
鳥インフルエンザ

発生時の廃棄物収集・運搬 に関するご協力について

低病原性
鳥インフルエンザ

三重県では、養鶏業に対して大きな影響を及ぼす家畜伝染病の一つである「高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）」が畜産農家で発生した場合に備え、一般社団法人三重県産業廃棄物協会と三重県養鶏協会及び三重県の三者により「高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ発生農場における廃棄物等の収集・運搬等に関する応援協定（以下「協定」という）」を締結しています。

今回は、本協定の対象となっている高病原鳥インフルエンザ等とはどのような病気であるかについてお知らせします。

〇高病原性鳥インフルエンザ等とは？

インフルエンザは、インフルエンザウイルスが感染することにより発熱などの症状が出る病気として人でも冬季を中心に流行がみられる病気です。インフルエンザウイルスには様々な型があり、人に感染する型、鳥に感染する型、豚に感染する型など、型により感染する相手が異なるため、「HON〇亜型」（例：H1N1亜型）と分類し整理しています。このうち、鳥に感染する型のインフルエンザを「鳥インフルエンザ」と呼び、その中でもH5亜型とH7亜型が、養鶏業への影響が大きい型として、家畜伝染病予防法で「高病原性鳥インフルエンザ」あるいは「低病原性鳥インフルエンザ」と指定されています。H5またはH7亜型発生農場では全羽の殺処分等の防疫措置（家畜伝染病拡大防止のための措置）を実施します。

なお、鳥に感染する型のウイルスが人に感染することはまずありませんが、感染鶏に直接接触し、ウイルスを大量に体内に吸い込んだ場合に、海外では人への感染例があった（国内では1例もありません）ことから、防疫作業に従事する場合は、マスクや防護服等の装備が必要となります。

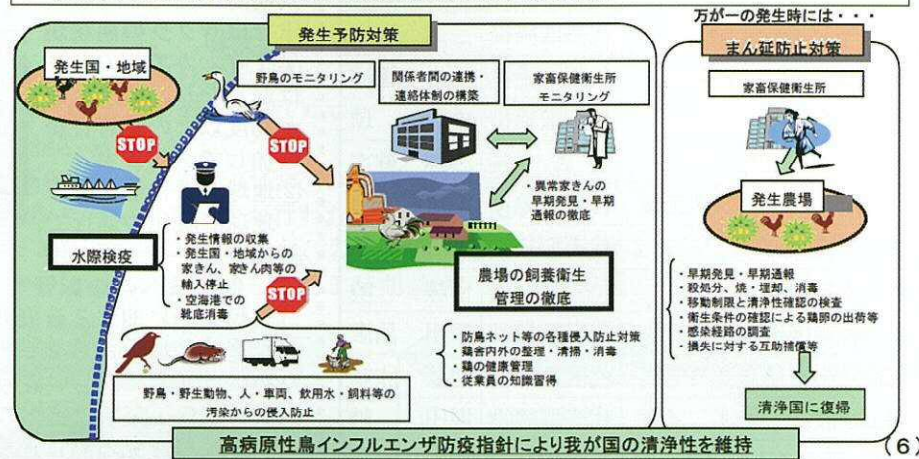
〇高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況及び発生予防の対策について

高病原性鳥インフルエンザ等は、世界各地で発生があり周辺国では中国、韓国、台湾ロシアでの発生が確認されています。日本での発生は、平成16年に76年ぶりの発生があつて以来、多くの発生がみられています。三重県においても平成23年2月に2農場での発生がありました。国内へは、渡り鳥による持ち込みが確認されており、周辺発生国が渡り鳥の経由地でもあることから、日本では、冬季を中心にいつどこで発生してもおかしくない状況が続いています。

このような状況に対し、発生予防対策として、①養鶏場への病原体の持ち込み防止対策（立入制限、野鳥の侵入防止、立入者及び物品の消毒の徹底等）、②発生国からの入国者や輸入物品への監視等の取組が行われています。また、万が一の発生時には、①発生農場での速やかな防疫措置の実施、②畜産関係車両の消毒実施等の対応を行い、感染拡大防止を実施することとなります。この際には、協定に基づき三重県産業廃棄物協会に殺処分鶏等の搬出の場合に協力をお願いすることとなりますので、会員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- ・海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- ・家さん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家さん等の早期発見・早期通報の徹底。
- ・農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- ・防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- ・発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



三重県からのお知らせ

（特別管理）産業廃棄物処理業等許可について

三重県では、許可基準である経理的基礎の有無に関して、平成23年4月1日付け「産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」に基づき審査を行っているところですが、今般、経理的基礎の有無に係る判断基準の見直しを行うこととしました。

本見直しに関しては、平成28年6月21日から7月20日までパブリックコメントを実施したところであり、県民の皆様から頂戴しました御意見をふまえて改定しております。

なお、新しい判断基準については、受付日が平成28年10月1日以降となる申請より適用することとし、直前3期における経理状況によっては不許可となることがありますので、御留意ください。

<基準概要>

【法人】

ケース	自己資本比率 (直前期)	当期純利益 (3期平均)	経常利益 (3期平均)	必要書類等
ケース1	10%以上	プラス	プラス	様式5
ケース2		プラス	マイナス	
ケース3		マイナス	プラス	
ケース4		マイナス	マイナス	
ケース5	0%以上10%未満	プラス	プラス	様式5
ケース6		プラス	マイナス	
ケース7		マイナス	プラス	
ケース8		マイナス	マイナス	
ケース9	0%未満 【債務超過】	プラス	プラス	様式5 + 追加書類
ケース10		プラス	マイナス	
ケース11		マイナス	プラス	
ケース12	設立3年未満の法人			
ケース13	0%未満 【債務超過】	マイナス	マイナス	不許可

【個人】

ケース	直前期の資産状況	直前3年の所得税の納税状況	必要書類等
ケース1	資産≧負債	納税が発生している年がある	様式5＋様式6
ケース2		毎年、納税が発生していない	様式5＋様式6＋追加書類
ケース3	資産<負債	－	
ケース4	起業3年未満の個人		

<問い合わせ先>

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班
電話：059-224-2475 FAX：059-222-8136

県HP（改定後の審査ガイドライン）

http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2015100245_00002.htm

県HP（パブリックコメント）

http://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/2011120377_00001.htm